

告示

埼玉県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
桑島内科医院	春日部市大枝三一五	令和七年六月三十日
佐野医院	鴻巣市小松一―三―二九	令和七年八月三日
新座眼科	新座市東北二―三五―一九 o r i i r o 志木一階	令和六年六月三十日
志田歯科医院	熊谷市坂井四一四―一	令和七年七月二十五日
モアプラザ歯科	熊谷市新堀新田五二三―四モアシヨツ ピングプラザーF	令和七年七月三十一日
根岸デンタルクリニック	北本市山中一―一六六	令和七年八月十二日
酒井歯科医院	所沢市山口二五五八	令和七年七月三十一日

黒沢薬局 小松店	白岡あいりす薬局	スズキ薬局	爽やか薬局・加須常泉 店
鴻巣市小松一―三―二七	白岡市小久喜一―八九―一	蕨市中央三―一五―八	加須市常泉二八―一
令和七年七月三十 一日	令和七年七月三十 一日	令和七年七月十九 日	令和七年七月三十 一日